

トピック

東京地裁本庁における刑事に関する書類の提出先など

刑事弁護委員会 副委員長 山本 彰宏 (59期)
同 当番国選部会部会長 白井 徹 (60期)

1 はじめに

東京地方裁判所には、多くの刑事部があります。事件を受任すれば、様々な書面を提出することがありますが、具体的にどこに書面を出したらよいか迷うことがあると思います。そこで本稿では、特に新人弁護士の方へ向けて、東京地裁本庁における書面の提出先をご案内したいと思います。

2 被疑者段階

被疑者段階において、勾留や接見禁止に関する手続を行っているいわゆる「令状部」は、刑事第14部です。地裁刑事部の多くは裁判所合同庁舎の10階又は11階にありますが、刑事第14部は1階北側の端にあります。

被疑者国選弁護人に選任され選任書を受領する場合や、被疑者の勾留質問日に裁判所で被疑者と面会を行うための手続、当番弁護士から被疑者国選弁護人への切替手続、接見禁止の解除を求める書類の提出などは、刑事第14部にて行うことになります。

勾留請求却下を求めて意見書を提出したり、その際に裁判官との面談を行う場合も刑事第14部で

行うこととなります。なお、こうした書類の提出は原本の提出が必要ですが、事前にFAXをした上で面談の際に原本を持参するという方法が用いられることもあります。

他方で、勾留決定や接見禁止決定に対する準抗告申立書については、刑事第14部ではなく、合同庁舎11階の刑事訟廷（事件係）に提出することになりますので、注意が必要です。

3 起訴後段階

起訴後、第一回公判前は、勾留に関する処分は裁判所（係属部）ではなく、裁判官（東京地裁では刑事第14部）が行うこととなります（刑事訴訟法280条1項参照）。そのため、第一回公判前の保釈請求や勾留取消請求などの書面は刑事第14部に提出し、裁判官面談等を行うこととなります。

第一回公判後は、保釈請求等を行う場合には、係属部に対して行うこととなりますが、請求書の提出先は11階の刑事訟廷事件係になりますのでご注意ください。

また、弁護士選任届を起訴後に提出する場合、提出先は係属部となります。なお被疑者段階の提出先は、検察官への事件送致後は検察庁（送致前は、

事件取扱いの警察署)になりますのでご注意ください(刑事訴訟規則17条)。

公判の準備にあたって、様々な書面(証拠意見書、証拠調べ請求書、弁論要旨等)を準備することになると思います。こうした書面は、民事事件と異なり、正本・副本を準備することまでは必要とされませんが、原本1通のほか、写しを数通準備しておくことが良いと思います(書記官用、検察官用)。証拠意見や請求予定の弁号証の写しなどは、事前に検察官にFAXをするなどして知らせておくことが重要です。

4 上訴審

上訴審(控訴審及び上告審)を担当する場合、第一審とは手続の流れや、書面の出し方が異なることが多いことに注意する必要があります。

控訴申立書や上告申立書は、言い渡しの翌日から2週間以内に上訴審裁判所宛ての申立書を原審裁判所に提出することになります(刑事訴訟法373条、374条、414条)。

上訴審では、被告人との面会や打ち合わせ、原審記録の検討を行った上で、控訴趣意書又は上告趣意書を提出することになります。趣意書の期限は裁判所から指定され、事情によっては期限の延期を求めることができ、裁判所が延期を認めてくれることもあります。

趣意書を提出しないままその期限を徒過した場合には、上訴が棄却されます(刑事訴訟法386条1項1号、414条)。民事事件における上訴理由書と異なり、趣意書(理由書)の不提出がそのまま棄却

事由となることに注意が必要です(民事訴訟規則182条、194条参照)。

東京高等裁判所の場合、控訴趣意書は、原本1通、謄本1通のほか写しを3通提出することを求められることが多く、弁護人として選任された場合には提出書面の通数などが書かれた文書を渡してくれることがあります。事実取調べ請求を行う場合には、期日のおおむね10日前までに、事実取調べ請求書とともに書証の写しを添付して提出することになります。提出方法は、控訴趣意書と同じ方法です。

なお、上訴審において、保釈請求を行うことがあるかと思いますが、第一審判決直後(控訴申立前)の保釈請求は、第一審係属裁判所宛ての保釈請求書を刑事訴訟事件係に提出することになります。控訴申立をすでに行った後に請求する場合には、弁護人選任届を提出することが必要です。原審記録が上訴審にある場合には、上訴審係属裁判所に提出することになります(刑事訴訟法97条、刑事訴訟規則92条)。なお、具体的な提出先は高裁の刑事訴訟係です。実務上時折混乱する点でもありますので、ぜひご注意ください。

5 お知らせ

新人弁護士の方は、国選弁護を受任するにあたって、新人ゼミを受けることになります。事件の方針等のほか、細かい手続のことでも、もしわからないことがあれば、まずはゼミを担当した講師に聞いてみてください。そのほか、メーリングリストもぜひ活用してください。